

ペット関連事業者向けの賠償責任保険 Q & A

用語について

「ペット関連事業者様向けの賠償責任保険」とは

一般社団法人全日本動物専門教育協会様の会員様が業務施設の所有、使用または管理および付随業務（出張業務等）の遂行により他人の身体障害または財物損害（お預かりした犬、猫を含む）に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険制度です。同保険には法律上の賠償責任が発生しない場合でも社会通念上妥当な範囲のお見舞金も補償対象としております。

「受託者賠償責任保険」とは

一時的にお客様から預かったペット（犬、猫のみ）の死亡、ケガに対して、被保険者様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。一時的にペットを輸送中に生じた賠償事故も対象となります。

「施設所有者（管理者）賠償責任保険」とは

事業施設の所有、使用または管理および付随業務（出張業務等）の遂行により生じた他人の身体障害または財物賠償に対して、被保険者様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

「初期対応費用」とは

主契約の対象となる事故により被保険者が負担した事故現場の保存・写真撮影・後片付け・清掃費用、事故状況の調査・記録費用等、その他見舞金を補償します。

「訴訟対応費用」とは

被保険者に対して起訴された損害賠償請求訴訟に関して被保険者が支出した文書作成費用、再現実験費用等を補償します。

「損害賠償金」とは

他人の身体障害に対しては治療費、休業損害、慰謝料等が対象となります。財物に対しては修理費（全損の場合は時価額）が対象となります。お預かりしている犬、猫にケガなどをさせてしまった場合は治療費（死なせてしまった場合は同等の種類の商品価額）が対象となります。

※1頭 20万円が限度となります。

「支払限度額」とは

保険により補償する際の限度額です。「支払限度額」を超える損害賠償責任等が発生する場合は自己負担となります。

「免責金額」とは

保険により補償する際に、被保険者様ご自身でご負担頂く金額のことです。補償対象となる場合には、確定した損害賠償保険金から「免責金額」を差し引いて保険金をお支払いします。

「実費」とは

実際に支出した費用です。「支払限度額」の範囲で実際に支出した費用です。また、実費を保険で対応する場合には、実費の裏づけ資料（領収書、購入明細等）が必要になります。

FAQ(よくあるご質問)

(保険金支払いの対象となる事故・対象とならない事故について)

Q 1 この保険制度はどのようなときに補償対象になりますか？

A 1 会員事業者様がペット関連事業を遂行中（事業施設の所有、使用、管理を含む）に他人の身体・財物に損害を与えた場合、また、お預かりしたペット（犬、猫に限る）にケガをさせたり死なせてしまった場合の損害賠償を補償します。

Q 2 ペットのしつけの指導中に犬が逃亡して通行人を噛んだ場合は補償の対象となりますか？

A 2 対象となります。同保険には特約で施設外動物補償特約を付帯しております。

Q 3 犬のしつけの指導中に犬が別の指導中の犬に噛み付いた場合は補償対象となりますか？

A 3 動物同士の噛み付きは指導者の管理責任の有無の判断が難しいため、今回の商品では対象外としています。

Q 4 ペットの送迎中の事故は補償対象になりますか？

A 4 送迎が業務の一環である場合は保険金の支払いの対象となります。

Q 5 ペットを散歩中の事故は補償対象になりますか？

A 5 お預かりしている期間内に、散歩のために施設外で直接監視下のもと管理している間は保険金支払いの対象となります。

Q 6 ペットホテルでペットが盗難にあった場合は補償対象となりますか？

A 6 対象となります。但し、あくまでも管理下中でなければならず、逃亡中の盗難は対象となりません。

Q 7 お預かり中にドッグランで発生した事故は補償対象になりますか？

A 7 会員事業者様が直接監視下のもと管理している場合は保険金支払いの対象となります。常時直接監視下でない場合は対象外となります。

Q 8 出張トリミング等の業務中に発生した事故は補償対象になりますか？

A 8 出張トリミング等の業務のため施設外でペットをお預かりする場合は、会員事業者様の直接監視下のもと管理している間であれば保険金支払いの対象となります。

Q 9 ペットの毛を切りすぎたため風邪をひいた場合は補償対象となりますか？

A 9 残念ながら対象となりません。業務によって直接的にケガをさせたわけではない上に病気は補償対象外となっているためです。

Q 10 保険会社に事故報告をしたとき、補償対象になるか、すぐに分かりますか？

A 10 事故報告後、事故の概要を精査してから保険金支払いの対象になるか判断いたしますので、即答できない場合もございます。

Q 11 「お見舞金」の金額はどのように決めたらよいですか？

A 11 犬、猫の種類等によって、会員事業者様ご自身で、社会通念上妥当な額をご判断いただきます。

Q 12 お客様にお支払いした「お見舞金」について受領書の取り付けは必要ですか？

A 12 原則として、被害者の方から受領書の取り付けをお願いしております。実費でのお支払いとなることから、裏づけ資料のご提示が必要となります。

(保険の制度について)

Q 13 保険にはいつから補償が開始しますか？

A 13 会員加入のお申込をいただいた翌月 1 日から保険の補償が開始します。なお、保険制度は、毎年 9 月 1 日に更新します。「保険期間中の支払い限度額」については、更新日にリセットされます。

Q 14 保険は何度でも使えますか？保険を使った際に補償の内容は変更されますか？

A 14 保険期間中の支払限度額の範囲では、保険の使用回数の制限はありません。但し、特定の会員事業者様の事故が頻発する場合には、制度維持の観点から、特定の会員事業者様を保険の対象から外させていただく場合があります。

Q 15 全ての会員事業者が自動的に補償の対象となりますか？

A 15 この保険制度は会員ペット関連事業者様を対象とした制度です。但し、動物看護師等の医療行為を行う業務はこの保険の対象外となります。

Q 16 保険期間の途中で従業員の数に変動があった場合は保険料の追徴、返戻は発生しますか？

A 16 発生しません。